平成２１年（フ）第１３１４号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目55番地１リードヒルＣ―202号
債務者　鬼塚　浅美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１４４０号
東京都荒川区町屋６丁目30―１―205
債務者　夏井真由美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４４１号
東京都江東区大島４丁目１―10―204、住民票上の住所東京都江東区大島４丁目１―１―312
債務者　板村ひろみ（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３７号
東京都立川市泉町1156番地の４トミンハイム立川泉町532号
債務者　渡邉　政廣
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１６号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野1629番地26
債務者　八角　督久
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２０３号
東京都大田区南久が原２丁目21番１号アーバン21南久が原105
債務者　黒川　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２３０号
東京都港区北青山１―６北青山１丁目アパート４―315、住民票上の住所東京都港区東麻布１丁目24番３号池田方
債務者　初山　京子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９４号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート2407
債務者　武林祐太郎
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１２号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地６―701
債務者　小林　東亜
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１３号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地６―701
債務者　小林　　幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２１年（フ）第５９９号
奈良市法蓮町1957番地の７
破産者　秋月ひろみ
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１９号
鳥取県鳥取市若葉台南２丁目12番25号
破産者　米花　大雅
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
鳥取県倉吉市小鴨1350番地８、旧住所鳥取県倉吉市明治町２丁目６番地２
破産者　上田　周二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
鳥取県鳥取市秋里1321番地　フローラル秋里203号、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉成1031番地
破産者　中谷　有志
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目494番地20
破産者　橋本　好子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５３号
鳥取県鳥取市岩倉467番地15　雇用促進住宅２―501号、旧住所鳥取県鳥取市桜谷65番地１　寿ハイツＤ号
破産者　北村　裕二
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住４―６
破産者　藤森　純一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５９号
鳥取県鳥取市行徳３丁目274番地
破産者　安木　慎一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２７３号
福岡市早良区四箇田団地４番214号
破産者　佐伯　久己
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所第４民事部